

(案)

令和2年度

さいたま市地域密着型サービス事業者公募要領

令和2年 月 日

さいたま市保健福祉局長寿応援部

介護保険課事業者係

## 1 公募内容

### (1) 公募の趣旨

さいたま市では「さいたま市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）」に基づき、公募制を取り入れた地域密着型サービスの整備を進めていきます。今回公募するのは、令和3年4月1日から令和4年4月1日まで（令和3年度）に開設する事業者です。

地域密着型サービスについては、サービスの質の確保や圏域ごとの適正な整備を図る必要があります。そこで質の確保と地域バランスに配慮し、公平性・透明性・客観性を担保した手続きの下、可能な限りよりよいサービス提供が期待できる事業者を選定するため、公募により指定申請事業者を決定します。選定に際しては、都市計画法に規定する市街化区域に計画している事業者を優先とし、事業所開設の趣旨及び理念等を総合的に考慮して決定します。

なお、決定後、選定事業者はホームページ等で公表いたします。

### (2) 募集要件

以下の要件すべてに該当することが募集に当たっての要件となります。

- ・ 法人（看護小規模多機能型居宅介護については、病床を有する診療所を開設している者でも可）であること。
- ・ 応募開始日現在、介護保険サービス事業を運営しており、かつ1年以上の実績があること。
- ・ 応募開始日現在、過去3年以内に都道府県及び市区町村が行った指導監査等において、重大な指摘を受けていないこと。
- ・ さいたま市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと、また、暴力団に利益となるような行為を行わないこと。
- ・ 代表者及び役員等が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと、また、暴力団員を雇用しないこと。
- ・ 建築基準法等の関係法令を全て満たしていること。

(3) サービスの種類及び募集数

サービス種類、募集数及び募集圏域は、下表のとおりです。

なお、同一サービス種類を同一圏域内で複数応募することは出来ません。

サービス種類	合計募集数	圏域募集数	募集圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	1	・西 区（北部・南部） ※いずれかの圏域で1か所
		1	・北 区（北部・西部・東部） ※いずれかの圏域で1か所
		2	・見沼区（北部・東部・西部・南部） ※いずれかの圏域で2か所
		1	・浦和区（北部・東部・中部・南部） ※いずれかの圏域で1か所
		1	・南 区（中部・西部） ※いずれかの圏域で1か所
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	9	1	・西 区（南部）
		1	・北 区（西部）
		1	・中央区（南部）
		1	・桜 区（北部）
		1	・浦和区（北部・中部） ※いずれかの圏域で1か所
		1	・緑 区（北部・南部）
		1	・岩槻区（北部・中部・南部）
（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ※注8）を参照	12	1	・西区 （南部）
		1	・北区 （西部）
		1	・大宮区（東部）
		1	・見沼区（東部）
		1	・浦和区（東部・中部）
		1	・南 区（東部・西部）
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	・西 区（南部）
		1	・北 区（西部）
		1	・中央区（南部）
		1	・桜 区（北部）
		1	・浦和区（北部・中部） ※いずれかの圏域で1か所
		1	・緑 区（北部・南部）
		1	・岩槻区（北部・中部・南部）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	1	・北 区（西部）
		1	・中央区（北部）
		1	・浦和区（東部）

※原則として、全サービスにおいて、同一圏域内での複数事業所の選定は行いません。

2 令和2年度公募における対象サービス及び募集圏域の考え方について

注1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、選定後、夜間対応型訪問介護の指定を受けるよう努めて下さい。

注2) （介護予防）認知症対応型共同生活介護については、9人以下×2ユニット以下の18名

を定員の上限としてください。また、選定後、共用型認知症対応型通所介護の指定を併せて受けるものとします。共用型認知症対応型通所介護については、公募選定によらず開設することが出来ます。

注3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、選定後、(介護予防)空床型短期入所生活介護及び共生型短期入所の指定を併せて受けるものとします。

注4) (介護予防)小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、選定後、共生型障害福祉サービス(共生型生活介護、共生型自立訓練、共生型児童発達支援、共生型放課後デイサービス又は共生型短期入所)の指定を併せて受けるよう努めて下さい。

注5) さいたま市単独の補助金はありません。地域医療介護総合確保基金による補助金(施設整備・開設準備経費)の活用を検討する場合は、選定後、できるだけ速やかに相談してください。

注6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、別途、社会福祉法人設立認可等審査委員会の審査が必要となりますので、令和2年8月31日(月)までに老人福祉施設設立計画書もあわせて提出してください。

注7) 認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護(療養通所介護)の公募について

当該事業所の開設に関しては、昨年度までの公募による選定を廃止し、訪問介護や居宅介護支援等のサービスと同様に随時申請を受け付けます。

しかしながら、開設にあたっては、書面審査及び事業者へのヒアリングを実施した後に決定するものとします。

注8) 認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の公募について

令和2年度公募については、昨年度までの圏域を制限した募集方法を改め、上記(3)で示されている圏域を最優先としつつ、最優先区内の他の圏域や事業所が開設されていない区の圏域で開設する申請でも受け付けます。

なお、未開設の区での選定の際には、一定基準を満たした上で、高齢者人口1人あたりの既存事業所の定員数が少ない圏域から優先して選定を行います。

### 3 応募の方法

#### (1) 開設計画書等の提出

募集期間内に、以下のホームページを参照し、必要書類を介護保険課事業者係まで提出してください。

ホームページ「令和2年度 さいたま市地域密着型サービス事業者の公募について」

<http://www.city.saitama.jp/005/001/018/003/p036471.html>

## (2) 募集期間

令和2年7月1日（水）～令和2年8月31日（月）

※ 開設計画書等の修正を含め募集期間内に提出して下さい。

※ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の場合は、以下のホームページも参照し、老人福祉施設設立計画書（令和2年8月31日（月）締切）もあわせて提出してください。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/018/003/p042782.html>

## (3) 提出方法

- ・ さいたま市介護保険課の窓口まで、事前に連絡をした上で提出してください。郵送での提出は受け付けません。
- ・ 紙資料3部（正本1部、副本2部）と電子データを提出してください。正本と副本の記載内容が異なることの無いように注意してください。
- ・ 紙資料はフラットファイル等を用いてA4判左穴あけ綴り、電子データはCD-ROM又はDVDで提出してください。
- ・ 紙資料は、フラットファイル等の表紙と背表紙に、以下の事項を記載してください。
  - ア 「地域密着型サービス事業者開設計画書」
  - イ サービス種別
  - ウ 圏域
  - エ 法人名

## (4) 注意事項

- ・ 提出いただいた書類及び電子データは、返却いたしません。
- ・ 書類等の作成に係る費用は、全額事業者負担となります。
- ・ 虚偽その他不正な申請があった場合、決定を取り消すことがあります。
- ・ 応募を取り下げる場合は、速やかに取下書をさいたま市介護保険課に提出してください。
- ・ 選定後の計画変更は原則として認められません。変更を希望する場合には速やかに介護保険課に相談してください。

## 4 指定申請事業者の決定

### (1) 選定方法

事業者の選定に際し、書類審査とヒアリングによる審査を行います。選定の基準は、下記の主な選定基準に照らして評価を行い、さいたま市地域密着型サービス運営委員会での意見を踏まえて指定申請事業者を決定します。

なお、決定に際しては一定の条件を付与することがあります。

◎ 選定基準の主な着眼点（全サービス共通。実際にはサービス種類ごとの基準が追加されます。）

項目	内容
設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供に当たり、余裕のある空間を確保しているか。</li> <li>・ 地域交流が出来るスペースを設けているか。</li> <li>・ 車いす用トイレ、機械浴室など、重度者の受け入れに配慮しているか。</li> <li>・ 必要な消防設備、防火安全対策を備えているか。</li> <li>・ 十分な事務スペースを確保しているか。</li> <li>・ 職員休憩室を設けるなど、職員の待遇に配慮しているか。</li> <li>・ 個人情報保護に配慮されているか。</li> <li>・ 非常災害対策計画の策定等、災害への対策への備えはできているか。</li> </ul>
人員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者研修や管理者研修等、開設にあたり必要となる研修は修了しているか。</li> <li>・ 地域密着型サービスの経験者、有資格者の確保を確実に出来るような計画があるか。</li> <li>・ キャリアパスの要件を定めるなど、従業員の待遇に配慮しているか。</li> <li>・ 従業員個別に研修計画を定めるなど、従業員のスキルアップを図る体制があるか。</li> <li>・ サービス提供に関する会議を定期的を開催するなど、職員の情報共有を図り、利用者へのサービス提供の質を向上させる体制があるか。</li> <li>・ 職員の定着、確保に向けた方策、体制があるか。</li> </ul>
建築計画 (新築の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借地及び借家を予定している場合、土地及び建物の所有者に対し、誠実な説明を行い、計画への理解を得ているか。また、法定相続人の理解も得ているか。</li> <li>・ 市街化区域であるか。</li> <li>・ 開発に係るスケジュールの確実性を確保しているか。</li> </ul>

地域連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民への説明を行い、サービス提供への理解を得ているか。</li> <li>・ 定期的に介護教室の開催を予定するなど地域への貢献を行い、地元住民からの要望に応える体制があるか。</li> </ul>
運営理念 ・ 設置主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供にあたり、基準を理解しているか。</li> <li>・ 他市町村における公募サービス運営など介護サービス事業運営の実績はあるか。</li> <li>・ 利用者への個別具体的なケアの方針があるか。</li> <li>・ 個人情報保護、虐待防止への取組みをしているか。</li> <li>・ 事故発生時の対応に関する規定があり、さいたま市の事故発生時の報告取扱指針を理解している。</li> <li>・ 苦情対応時の規定が定められており、内容が適切であるか。</li> <li>・ 経営状況の安定性。</li> <li>・ 市場調査による需要見込みの確実性及び事業計画について。</li> <li>・ 過去5年度において、選定後に地域密着型サービス計画を取下げているか。</li> <li>・ 過去5年度において、地域密着型サービス事業所を廃止していないか。</li> </ul>

## (2) 決定後の流れ

指定申請事業所として決定した事業者は、介護保険法及び他関係法令を遵守し、事業開始の準備を行い、指定申請書及び関係書類については、事業開始予定日の前月10日までに提出してください。

指定は原則毎月1日付となります。

## 5 スケジュール（予定）

7月1日（水）～8月31日（月）	公募受付
9月1日（火）～10月30日（金）	書類審査
11月2日（月）～11月30日（月）	ヒアリングの実施
12月1日（火）～12月28日（月）	委員会への諮問 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さいたま市地域密着型サービス運営委員会</li> <li>・ さいたま市社会福祉法人設立認可審査委員会</li> </ul> 事業者の決定

## 6 問合せ先

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

TEL 048-829-1265

FAX 048-829-1981

Mail [kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp](mailto:kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp)